

平成29年第1回定例区議会

定例区議会活動報告 Activity Report

常任委員会



常任委員会では、付託された区長提出議案11件(条例11件)を審査しました。議案の審査経過をご紹介します。なお、審議結果は12ページをご覧ください。

企画総務委員会

議案6件のうち主な議案の審査経過は以下のとおりです。

「千代田区個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(いわゆる「マイナンバー法」)の改正に伴い、引用条文を改めるほか規定を整備するものです。

主な改正内容は、地方公共団体が個人番号(マイナンバー)を利用すると条例で定めた事務に関しても、情報提供ネットワークシステムを介した照会・提供という情報連携が可能となること、また、この場合には、情報提供等の記録・保存をしなければならない、といった規定が法律上設けられたことに伴う規定の整備です。施行日は、本年5月30日です。

〈審査経過〉

質疑の中で、個人番号を利用することができる事務は、税、社会保障、災害対策等、法律でほぼ網羅されていること。その法律で定められた事務に準ずる事務について、各自治体が条例で定めることにより、情報提供ネットワークシステムを利用することができるが、現在、千代田区で独自に条例を制定し、他団体に情報提供を求めるものは無いこと等が明らかになりました。

次に、「職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例」は、国家公務員の制度改正を受けて、外国に勤務する配偶者に同行するために、職員が休業する期間について、その休業期間を再度延長することができるよう規定を整備するものです。

改正内容は、現行条例で、3年を超えない範囲の期間で、休業期間の延長を1回に限って認めていましたが、特別な事情がある場合に、再度延長ができるように改めるものです。なお、この特別な事情とは、休業期間を1回延長したにもかかわらず、延長期間が満了する時点で、配偶者の外国勤務が引き続くこととなり、延長申請時には確定していなかった場合等です。施行日は、本年4月1日です。

〈審査経過〉

質疑の中で、本条例は、事実婚の方にも適用されること、今までに、千代田区では、配偶者同行休業の実績はないこと、3年を超えない範囲内であれば、2回、3回と延長ができること等が明らかになりました。

地域保健福祉委員会

議案4件のうち主な議案の審査経過は以下のとおりです。

「千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、平成29年度の国民健康保険事業の安定的運営のため、保険料の改正を行うほか規定を整備するものです。

〈審査経過〉

当初、8,237円もの保険料上昇が見込まれたため、高額療養費等の賦課総額への算入率が84%から75%に引き下げられ、保険料の上昇幅が当初より千円程度抑えられたが、近年の一人当たり保険料の上昇幅は4千円程度であり、今回の7千円超の上昇幅は、ここ数年で最大であること。

医療費の上昇を抑えるため、特別区全体の取り組みとして、医療費適正化施策を喫緊の共通課題とし、広域的な事業実施ができるように検討していること。

区では、健康寿命の延伸と医療費適正化を目的とした「データヘルス計画」を策定し、健診結果に異常値がありながら医療機関で受診していない方に手紙や電話、訪問等により個別に受診勧奨をしたり、医療費の削減効果が見込まれる方にジェネリック医薬品の差額を通知したりしていること等が明らかになりました。

〈討論〉

【反対の意見】

加入者の構成や、医学の進歩から考えても、保険料収入が減り支出が増えるのは、構造的にも当然のことである。持続可能な制度とし、安定的な運営を図るためには、一般会計からの繰り入れを増やすことと薬価の引き下げということが大きな問題になると思われる。加入者の負担増になることから、反対する。(飯島)

【賛成の意見】

医療費の増加等の影響により、保険料上昇幅が大きくなるを得ない状況で、保険料上昇幅を少しでも緩やかにする等、被保険者へ一定の配慮がなされている。引き続き、区が保険者として国民健康保険事業を安定的に運営するため、区民の健康増進や医療費適正化施策の推進、国保制度改革への適切な対応を要望し、賛成する。(大坂)

その他3件の議案審査を行いました。